

# 指導資料

鹿児島県総合教育センター

## 生徒指導 第50号

- 小, 中, 高等学校対象 -  
平成15年7月発行

### 携帯電話等に関する指導の進め方 - 児童生徒・保護者への対応 -

高度情報化社会の進展に伴い、携帯電話等（PHSを含む）やコンピュータを利用した情報のやりとりが、容易にできるようになった。

中でも携帯電話等を利用した「メール」は、コミュニケーションの一つの手段となっている。こうした中、メールを悪用した犯罪なども数多く発生している。本県においても、携帯電話等に係る事件や事故が発生しており、適切な対応が求められている。

そこで、学校における携帯電話等に関する指導の充実を図るため、児童生徒への指導及び保護者への啓発の具体的な視点を述べる。

#### 1 携帯電話等所持の状況

平成14年の内閣府調査によると、青少年の76.9%が携帯電話等を所持している。

平成14年9月の本県教育委員会の調査によると、小学生の1.4%、中学生の9.1%、高校生の68.7%が携帯電話等を所持している。小・中学生においては、学年が上がるにつれて増加し、中学校3年生では12.8%と、約8人に1人が所持している。

このように携帯電話等が児童生徒の間に普及していることから、その使用をめぐり様々な問題がこれまで以上に派生すること

が予想される。

#### 2 携帯電話等に係る問題

平成15年2月の警察庁「平成14年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について」によると、出会い系サイトに関係した事件の検挙数は年々増加しており、中でも携帯電話等を使用した事件が、平成12年は59件(約57%)、13年は714件(約80%)、14年は1,672件(約97%)となっている。また、被害者の多くは18歳未満の少年であり、その数も年々増加している。

出会い系サイトに関係した事件の検挙状況

	検挙件数 (件)	被害者数 (人)	被害者のうち18歳未満の少年	
			(人)	女性 (人)
H12	104	102	71(70%)	68(67%)
H13	888	757	584(77%)	574(76%)
H14	1,731	1,517	1,273(84%)	1,255(83%)

注：( )は被害者数に対する構成比

さらに、文部科学省の調査によると、中傷メールに立腹し相手に暴行を加えたり、メールを授業中に見ていたため、携帯電話を取り上げた教師を殴ったりするなどの事例が報告されている。

本県においては、平成14年の携帯電話に係る事件の検挙件数は16件、被害者数は16人となっており、そのうち中学生7人、高

校生5人が被害者となっている。

また、授業中やテスト中にメールを送受信して指導を受けた事例なども報告されている。

携帯電話等に係る問題は、犯罪に巻き込まれるだけでなく、簡単に連絡が取れるため友人と早退して遊んだり、どこからでも連絡が取れるため、保護者を安心させ無断で県外に出かけたりするなど、新たな問題の温床となることが懸念される。

### 3 指導の充実を図るための手順

学校においては、「携帯電話等は、学習には不必要である。」との共通理解の下、次のような手順を踏まえながら指導を進めることが考えられる。

教職員一人一人が、携帯電話等の利便性と危険性などに関する情報を収集し、児童生徒への指導内容や方法、保護者への啓発の仕方等を整理する。

一部の教職員が情報を収集するだけでなく、全教職員が啓発用のポスターやリーフレット、新聞記事等に目を向けるようにするなど、携帯電話等の功罪、指導内容や方法、啓発の仕方等について日ごろから意識を高めておくことが必要である。

校内研修等を通して、学校の実態に応じた場を設定しながら、具体的な指導方法、啓発の仕方等の共通理解を図る。

収集した情報を整理するだけでなく、短縮事例研究法やロールプレイを取り入れた校内研修を行うなど、具体的な指導内容や方法、啓発の仕方等についての共通理解を図ることが必要である。

一時的な指導、啓発だけでなく、どのような場面で、どのような指導、啓発を行うかなどを明確にし、様々な機会を通して継続的、計画的に実施する。

全校朝会や学年集会での指導、PTA総会等での啓発だけでなく、学校の教育活動全体を通じた指導や保護者に対するあらゆる機会を通じた啓発などについても、日ごろから情報交換を行い、共通理解を図りながら継続的、計画的に実施する必要がある。

### 4 児童生徒への指導

指導に際しては、発達段階に応じて携帯電話等の便利さの裏にある危険性等について、理解を深めさせながら進めることが大切である。また、被害に遭った場合についての指導も必要である。

学級での指導の一つの例として、次のような展開が考えられる。

#### (1) 小・中学校における指導例

1	ねらい 携帯電話等を使うときのマナーなどに触れながら、携帯電話等の特性について知り、正しい使い方について考えさせる。
2	指導過程
	<b>主な指導</b>
導	啓発用のポスターやリーフレット等を示し、何故こんなポスターなどがあるのか考えさせる。
入	自分や友達が携帯電話で呼び出されたり、話をしているのを見たりして、いやな気持ちになったことはないか発表させる。
展	携帯電話の電源を切っておかなくてはいけない場合や、誤った使い方をしていてと思われる場合について発表させる。
開	知らない人から電話がかかってきたらどうするか。また、覚えのない番号に折り返し電話をかけることでどのような問題が起こることが予想されるか話し合わせる。
終	携帯電話を使用するときの基本的マナーやモラル、個人情報など安易に他人に教えない、覚えのない電話番号には絶対返事をしないことなどを指導する。
末	

(2) 中・高等学校における指導例

1	ねらい 携帯電話等の功罪について問題意識をもたせ、その使用の在り方を振り返らせるとともに、適切な使用法について考えさせる。 また、情報化社会の中で望ましい行動をとることができるよう、情報活用能力を高める。
2	指導過程
	<b>主な指導</b>
導	携帯電話のメリットとデメリットについて考えさせる。 新聞記事等を利用して、携帯電話に係る事件を例にしながらかん心を高める。
展	携帯電話をかけるときや、かかってきたときに注意しなければならないことについて発表させる。 今後、携帯電話に付加される機能について予想させ、それを利用することで何ができるか、また使用する際気を付けなければならないことは何か、を話し合わせる。
開	
終	携帯電話のよりよい活用法についてまとめさせ、正しい使い方を指導する。
末	

(3) 「出会い系サイト」に係る指導例

児童生徒が、出会い系サイトを利用することの危険性だけでなく、利用しないという意識や態度をもたせることも大切である。

例えば、次のような内容を指導することも考えられる。

性的な関係をもつことによって金銭を得ることは、法律で禁止されている人間として恥ずべき行為であること。また、望まない妊娠や性感染症を招くおそれがあり、そのことが将来大きな心の重荷となること。  
友達が誤った行いをしようとしているとき、「本人の自由」として無関心であってはならないことなど、人間としての在り方に関すること。  
「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が公布(平成15年6月13日)され、いわゆる「出会い系サイト」を利用して、不正誘引を行った児童(18歳未満)も罰則の対象となること。(条文については、警察庁ホームページ等に掲載) など

5 保護者への啓発

地域や学校の実態に応じて、学年・学級PTAなどで携帯電話に関するテーマのディスカッションを取り入れたり、資料などを用いて所持することで派生する問題や所持させる場合の対応などを例示したりして、保護者に考えさせるような工夫が必要である。また、携帯電話に係る参考となる情報を提供することも考えられる。

例えば、次のような内容を例示し配布することも考えられる。

(1) 所持することで派生する問題

自由に連絡が取れるため、子どもの交友関係や行動を把握しにくくなる。  
出会い系サイト等による被害となるだけでなく、高額な使用料金を支払うために窃盗や恐喝をしたり、ネットを利用した援助交際等を行ったりする可能性がある。  
など

(2) 所持させる場合の対応

便利である反面、犯罪などに巻き込まれる危険性があることを認識すること。  
毎月の電話料金を決めたり、興味本位で出会い系サイトへ接続をしないことなどの約束を設定すること。  
万一、被害に遭ったことが分かったときは、早期に警察に届け学校へ相談すること。  
など

(3) その他(情報提供など)

「出会い系」の一部サイトへの接続を禁止したり、毎月の使用料金を設定できたりすること。(詳細については、携帯電話各社に問い合わせること)  
「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が公布され、この法律では不正誘引は犯罪であり、違反した児童については、必要かつ適切な保護・処遇のための措置がとられること。  
保護者は、児童のいわゆる「出会い系サイト」等の利用を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないことなどが定められていること。など

次に、保護者向けのリーフレット例を示す。

# 安易に持たせていませんか？

- 携帯電話に係る事件や事故が発生しています

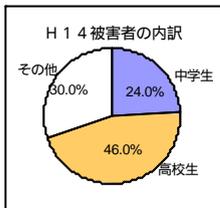
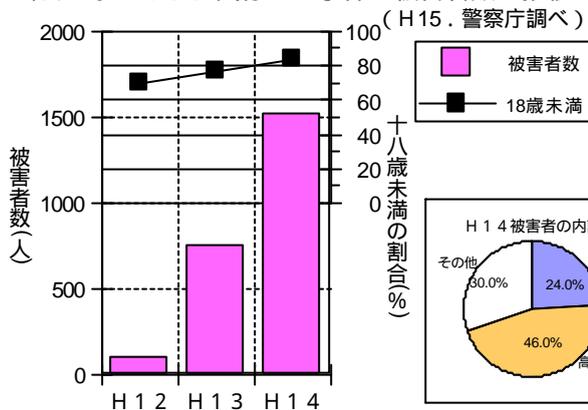
持たせるのは、便利と安全のため？

携帯電話の普及に伴い、本県においても携帯電話に係る事件や事故が発生しています。そして、今後も増加することが予想されます。

安易に持たせることで、子どもの交友関係が把握しにくくなったり、「まさか、うちの子が・・・」といった事件や事故を起こしたり、巻き込まれたりする可能性があることを認識しておくことが必要です。

携帯電話を購入する際には、その必要性について家庭で十分話し合ったり、約束を決めたりすることが大切です。

出会い系サイトに関する事件の被害者数の推移



携帯代ピンチな高校生で放課後からとか、午後から時間ある大学生、高額サボするよ。

こんなメッセージがありました。  
「出会い系サイト」を使った勧誘 (書込みの例)

10代の高校生です。お小遣いをくれる人、誰か相手してください。プロフィールを送ってください。

## 「出会い系サイト」に関係したこんな事件が発生しています。

- わいせつ目的誘拐 -  
出会い系サイトで知り合った小学6年生の女子を誘いだし・・・

平成14年12月検挙

- 売春防止法違反 -

- 殺人 -

- 脅迫 -

出会い系サイトで中学生を装い、知り合いになった女子中学生に・・・

平成14年3月検挙

## ご存じですか？

平成15年6月「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が公布されました。

この法律では、インターネット異性紹介事業者等の責務だけでなく、保護者の責務や児童に係る誘引の規制などが規定され、特に、児童の誘引についても罰則の対象としています。

児童生徒が「出会い系サイト」に係る問題に巻き込まれることのないよう、携帯電話の所持・利用の仕方について、日ごろから何でも話せる家庭の雰囲気をつくっておきましょう。

学校においては、情報社会の中で必要な情報を選択し、性の問題も含め、望ましい行動をとることができるよう情報活用能力の育成を図ることが必要である。さらに、家庭においても適切な指導、監督が行えるよう、あらゆる機会を通じた情報提供に努めることが大切である。

## [引用・参考文献]

県教育委員会『学校における携帯電話等に関する指導の充実に向けて』平成14年12月

少年有害環境対策研究会『「出会い系サイト」に係る児童の犯罪被害防止に向けた対策についての提言』平成14年10月

(教育経営研修室)